

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和3年4月15日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

- 1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名  
埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者  
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 石木戸 道也
- 2 期間  
令和3年5月6日（木）から令和3年5月21日（金）
- 3 使用公印  
埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者印